各府省の復興施策の取組状況の取りまとめ-公共インフラ以外の復興施策-

	担当省庁									
復興施策		これまでの取組状況	当面(今年度中)の取組	予算措置状況	期待される効果・ 達成すべき目標					
(3)地域経済活動の再生										
⑧二重債務問題等										
(ii 関連) 個人版私的整理ガイ ドラインの運用支援	金融庁	に、同ガイドラインの周知広報を実施 〇 令和元年度においても、被災した債務者が同ガイドラ	○ 被災した債務者が個人版 私的整理ガイドラインを利用する際の弁護士費用等の補助 ○ 東日本大震災・自然災害被 災者債務整理ガイドライン運営 機関等と連携した周知広報を 引き続き実施	〇 個人債務者私 的整理支援事業者 補助金及び被災者 支援施策に係る周 知広報経費 0.7百 万円【復興特会】	〇 ガイドラインの運用支援を引き続き実施することにより、ガイドラインによる債務整理が円滑に進み、被災者の方々が新たな生活に向けて再スタートを切る一助となることが期待される。 〇 なお、当該施策は民間当事者間の合意によるものであることから、定量的効果を示すことは困難。					
(ii 関連) 日本司法支援セン ター(法テラス)によ る被災者支援事業	法務省	〇 日本司法支援センター(法テラス)では、震災発生後、通常の情報提供業務に加え、弁護士会・司法書士会等との共催により、弁護士・司法書士による無料電話相談を実施した(平成23年10月までに終了)ほか、同年11月以降は、「震災 法テラスダイヤル」を開設し、震災に起因する法的トラブルの解決に役立つ情報を無料で提供している。 〇 平成24年4月の「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関かわらない無料法律相談や、より利用しやすい条件での弁護士・司法書士費用の立替えが可能となり、これらの援助(東日本大震災法律援助事業)を実施している(なお、同法の有効期間は、令和3年3月31日まで延長されている。)。 〇被災地における法的紛争の解決に係る専門家の支援に対する需要に対応するため、被災地沿岸部7か所に出張がするため、被災地沿岸部7か所に出張がする需要に対応するため、被災地沿岸部7か所に出張がある。)。		・日本司法支援センター(法テラス)による被災者支援事業15,420百万円の内数【一般会計・復興特会】	○ 法テラスの情報提供業務により、被災者の生活再建に制御を活再建にかられる。 早期解決に役立つ情報を提供されることを予防するがまた。 日本ができる。 日本ができ、単独ではのでき、単独できなかった法のでき、単のでき、単級をでき、単級をでき、単級でき、単級でき、単級のでき、単級のでき、早期に解決を図ることが期待できる。					

(ii 関連) 農業の復旧・復興に 向けた金融支援	農林水産省	の貸付け(担保や保証人を徴求する場合にあっては、融資対象物件担保や同一経営の範囲内の保証人のみ徴求)を措置(令和2年2月29日現在で6,863件、2,327億円の貸付決定)。 〇 債権の買取り等により被災事業者の支援を行う「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構(事業者支援	〇 令和2年度予算でも、引き続き、実質無利子、実質無担保・無保証人貸付けにより新規融資の円滑化を支援。 〇 これらのほか、債権買取りの仕組み等も適切に活用し、被災農業者等が復旧・復興の取組を円滑に進められるように引き続き支援。	・ 展果性呂の後 旧・復興のための	〇 実質無利子、実質無担保・無保証人貸付けにより、資産を失った被災農業者等の復旧・復興の取組のための資金が円滑に融通されることが期待できる。 〇 令和2年度予算で措置した融資枠(30億円)等を目安として被災農業者等の資金調達の円滑化を目指す。
(i 関連) 二重債務問題	復興庁業	興相談センター」及び「産業復興機構」を創設。令和2年3月31日時点で、岩手110件、宮城144件、福島49件、茨城20件、千葉16件、合計339件の債権買取を決定(なお、債権買取のほか貸付条件変更等を含む「金融機関等による金融支援の合意件数」は、各県合計で1,293件)。 〇 第179回臨時国会にて「東日本大震災事業者再生支援機構法」が平成23年11月21日に成立。本法に基づき、	被災事業者の事業再生を支援 するため、 - 債権買取 - 貸付条件変更に係る調整	【復興特芸】 ・中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業 75.1億円の内数【一般会計】	官民が連携して、被災地の復興と一体となった被災事業者の事業再生を実現